

平成 26 年度町外通勤者助成金のご案内

町内に居住し町外へ通勤する若者（18歳以上30歳以下の方）に月額5千円の豊頃町商品券を支給します。

☆ 次のすべての要件に該当する方

- ① 町内に居住し、町外の職場に通勤している方
- ② 昭和58年4月2日～平成8年4月1日生まれの方
- ③ 月10日以上町外通勤日数が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を完納している方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと。

☆ 助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日(上半期)、3月15日(下半期)に対象要件を満たしていること。



☆ 助成金額

月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。ただし、通勤実績に応じて支給月数が変わります。

☆ 申請時期

上半期の申請は9月末日まで、下半期の申請は3月末日までの申請となります。

☆ 交付時期

上半期分・下半期分の助成金は、申請月の翌月までに交付します。
10月(上半期分) 4月(下半期分)

※ 詳細については企画課町づくり推進係までお問い合わせください。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

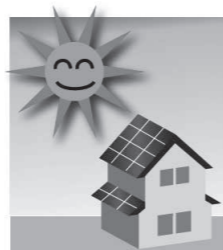
平成 26 年度豊頃町住宅用太陽光発電システム導入補助金のご案内

☆ 補助金を申請できる方

お住まいの住宅に太陽光発電システムを新たに設置する方で、町税を滞納していない方です。

☆ 補助対象となる太陽光発電システム

- ① 未使用のものに限ります(中古品は対象外)。
- ② 電力会社と電力供給契約を締結しなければなりません。
- ③ 省エネナビ等が設置されていなければなりません。
- ④ その他、詳細についてはお問い合わせください。



☆ 補助金の金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり5万円(上限20万円)です。
例：公称最大出力が3.5kWのシステムの場合、5万円/kW × 3.5kW = 17.5万円です。

☆ 補助金を受けた方の義務

- ① 助成を受けた方には半年毎に運転状況の報告が義務付けられます。
- ② 助成を受けて設置された対象システムは、設置後15年間は処分できません。

☆ 国の補助

詳細は「太陽光発電普及拡大センター」にご相談ください。

経済産業省の補助金受付窓口
一般財団法人 太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター (J-PEC) ☎ 043-239-6200
〒261-7112 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBG マリブイースト 12F

※ 詳細については企画課町づくり推進係までお問い合わせください。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

豊頃町定住促進等住宅取得補助事業のご案内

豊頃町では本町に定住する人口の確保を図るため、自ら居住するための住宅を**新築**もしくは**建替**をする方、または**中古住宅**を購入する方に対する支援措置として、補助金の交付を行います。事業の期間は平成24年度から平成26年度までの3年間です。

交付対象住宅

新築	用地取得費を除く建築に係る費用が700万円以上で、居住部分の床面積が70平方メートル以上の住宅を新たに建てる場合
建替	現に町内に住宅を有する者、またはその世帯員のいずれかが所有する住宅に居住している者が、居住部分の床面積が70平方メートル以上で、建築に係る費用が700万円(用地取得費を除く)以上の住宅を建てる場合
中古住宅	居住部分の床面積が70平方メートル以上で、過去に住居として使用された住宅。ただし、3親等内の親族から購入する住宅は除く

補助金の額

区分	事業内容	補助金	
		現金	豊頃町商品券
新築	住宅新築補助金	80万円	20万円
	町内業者施工のときの増額補助金	50万円	—
	豊頃南町宅地分譲地建設のときの増額補助金	60万円	20万円
中古	中古住宅購入補助金	30万円	20万円
	町内業者施工によるリフォームのときの増額補助金	50万円	20万円

- (1) 建替の補助金額は、新築の2分の1相当額になります。
- (2) 町内業者施工の増額補助金は、元請業者が町内業者である場合に限ります。
- (3) 中古住宅購入補助金は、用地代金を除く購入価格の20パーセント以内、50万円が限度です。
- (4) リフォームの増額補助金は、リフォームに要した額の20パーセント以内、70万円が限度です。

補助金申請

補助金の交付を受けようとする方は、対象となる住宅に入居した日から1年以内に「豊頃町定住促進等住宅取得補助金交付申請書」に必要な書類を添えて町企画課へ提出してください。

また、中古住宅を取得し補助金の交付を受けようとする方は、正式申請の前に事前の届出書の提出が必要となります。

詳細については企画課町づくり推進係にお問合せください。

補助金の返還について

次の場合、当該補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金額の全部または一部の返還を命ずることがあります。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請後に同一世帯員のいずれかが、要綱に規定にする暴力団員であることが判明したとき。
- (3) 住宅取得の日から10年未満で町外に転出し、もしくは町内転居したとき、またはその住宅を譲渡し、もしくは貸し付けたとき。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216